

《令和元年度 第2回名寄市国民健康保険運営協議会》

開会（18：30）

○事務局（市民部長）

本日はお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の前段の進行を務めさせていただきます市民部長の宮本です。どうぞよろしく願います。

本日の会議には、米澤委員から欠席の連絡をいただいています。また、遠藤委員はまだお見えになっていませんが、定刻を迎えていますので、条例規則に照らして会議開催の要件が満たされていますことから、開会をさせていただきたいと思えます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、会議の開催にあたりまして栗原会長から、ご挨拶をいただきます。

○栗原会長あいさつ

本日はお忙しい中、お寒い中、ご出席をいただきありがとうございます。

前回8月に引き続きまして、令和元年度第2回目の運営協議会となります。

前回は、今後の税率につきまして、標準税率に基づく納付金制度や、決算状況、基金状況などを踏まえながら、皆さまにご審議をいただきました。

それから約2カ月を経まして、前回のお話で「前期高齢者交付金」の精算額が増える可能性があるという件がありましたが、改めて道からの説明がありまして、精算額が約1億円で確定となるなど、8月での説明と状況が変わってきているようです。

今回の協議では、皆さまから多くのご意見をいただきながら、できれば一定の見解を得まして、市への答申につなげていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。

○市長あいさつ

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆さまには日頃から国保事業を始め、市政運営に多大なるご理解とご協力をいただいていますことに深く感謝を申し上げます。

今回は、前回に引き続いて、今後の国保税率についてのご検討をいただくこととなりますが、会長からのご挨拶にもありましたように、今後4年間で返還する予定の「前期高齢者交付金」について、その返還額が増額し「約1億円」となったとのことでした。基金の活用などを含め、今後の国保財政の運営につき、非常に憂慮される事態でございます。

つきましては、委員の皆さまには、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、前回諮問させていただいた、令和2年度の名寄市国民健康保険に関する税率の改正について、ご協議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

市長は、この後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

（市長退席）

それでは、本日の議事に入らせていただきます。これからの進行は、栗原会長にお願い

いたします。

○栗原会長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。今回は得能委員と佐藤委員にお願いします。指名のありました委員の方は、のちほど事務局が作成する議事録にご署名をお願いいたします。

それでは、審議案件（１）、諮問第１号の令和２年度の国保税率の改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（成毛課長）

【１】令和２年度の国民健康保険税率の改正について

それでは、本日の議案についてご説明いたします。

本日、追加で資料を配布しましたが、前回使用したものと同じものでして、前回欠席された委員さんもいますことから、まとめをさせていただきたいと思います。

会長のご挨拶にもありまして、前期高齢者交付金のこともありまして、前回も皆さまにお話ししていますが、前回は不確定なものとしてお話ししていますが、この度確定いたしましたことから、この前の試算が使えなくなってしまったということも含めてお話しさせていただきます。

【１】第１回運協での説明経過と議論

まず、「第１回運協での話とその後の経過」についてですが、前回は８月２９日（木）に運営協議会を開催させていただきました。その直前の２６日（月）に道主催の説明会がありまして、前回の会議において、未確認ながらの一報として「前期高齢者交付金の精算」の話をしていただき、５,０００万円から１億円に上がるだろうとしていましたが、１億８００万円程度になるということが分かりまして、レジユメにありますとおり、基金がなくなるという見込みになっています。その後、９月中旬に、道主催の「納付金制度」の説明会がありまして、私の方からも色々と質問させていただいたのですが、道からは「前期精算に変更なし」と固まっているとのことでした。このことは、またのちほど詳しくお話しさせていただきます。

（１）北海道、国保連資料を使用した「納付金制度」の説明と現状説明

それでは、追加でお配りいたしました「前回の４頁」の資料をご覧くださいながら、前回のおさらいをしたいと思います。これは、北海道資料による「納付金制度」の説明資料です。前回詳しくお話ししていますので、ここでは概要ということでお話ししますが、納付金制度については、これまでは市町村ごとに収支計算を行ってまして、基本は歳出の「医療費」に対してどのように算出するかということになりますが、国・道・支払基金（その他の医療保険からの支援金）といったこれらの歳入分を除いたものが「保険税」として残るのですが、この保険税を推計してどのような「税率」を設定したらよいかと、各市町村でやっていたということです。で、これからは、平成３０年度からとなりますが、道がとりまとめまして、道全体での大きな器でやっていくという方向に変わっています。資料の左上にあります「道の特別会計」をご覧くださいますと、国・支払基金（その他の医療保険からの支援金）といったこれらの歳入分を道全体で除いたものが、大きな全道での「保険税分」として算出されるということで、これが各市町村に割り振られるものとして、いわゆる「納付金」というものとなります。市町村側からしますと、この１,５１９億円の中の

一部として払わなければならないということに変わっています。

で、道が納付金を算定するにあたりまして、「 α （医療費係数）」「 β （所得係数）」というのを使って、暫定的に「市町村格差」を埋めようとしていまして、この α と β を設定することで、道の方で納付金の納め方を調整しているということになります。この「 α 」というのは、「医療費係数」すなわち、一人当たり医療費の格差を表しているもので、名寄市はほぼ全道平均に位置しており、上では 1.2 倍ほどある上砂川町や、下では 0.9 倍くらいの遠軽町などありますが、このように医療費の格差が上下ある中で、全道の器としてやっていくということになっています。実は、最終的には「 $\alpha=0$ 」を目指してやっていくということなので、係数の影響を無くしましょう、全道で差を無くしてどこの自治体でも同じ一人当たり医療費の設定でやりましょうということなんです。つまり、道内どこに住んでいても一人当たり医療費が一緒ということになることで、納付金算定をする上で医療費の影響を無くさせよう、というのが「 α 」の今のところの考え方になっています。現在では、 $\alpha=0.5$ としていますので、影響を半分にしている状況です。上砂川町であれば 1.2 を 1.1 に、遠軽町なら 0.9 を 0.95 というようになっているということで、影響を薄くしているという感じになっています。名寄市としては「1」に近いので、あまり影響を受けないところなんです。

もうひとつは、「 β 」で、納付金額に占める「所得の割合」を示したもので、所得係数というのですが、ここで資料の上の方にある「 $\beta=0.75$ 」というところをみていただきたいのですが…、ちなみに、納付金は、応能分として、「所得」と、ここには書いていませんが、名寄市では「資産」も入りまして、さらに応益分として、「加入者数（均等割）」と「世帯数（平等割）」があります。名寄市では、資産割を含めた「4方式」となりますが、全道、全国的には所得、均等、平等割の「3方式」でやっているということなんです。で、この所得割合が 0.75 というのは何かといいますと、「 $43 \div 57$ 」（応能 43：応益 57）を計算いたしますと 0.75 になると、さらには、「応能：応益=0.75：1」としているということなんです。これで、現在、全道的に設定しているということなんです。右にありますように、国基準では「47：53」としていまして「 $\beta=0.89$ 」になると。本当のところは、所得にもう少し寄りましょうということなんです。この道 43 と国 47 の差については、道の方で補っていただいていることになりますので、いまのところ暫定的な設定として、できるだけ所得の影響を少なくするといったことをしています。結局、この β を設定しまして、所得の率を変えている、ということになります。名寄市はどうかといいますと、カッコ書きしていますが、「51：49」ということで、実は逆転をしているところで、「1.05」くらいのところとなっていて、かなり応益分の方に寄せなくてはならない、さらには、資産割もないのでこれも無くさなければならない、ということになります。

まとめますと、納付金算定にあたり、 $\alpha=0$ として医療費の影響を受けない「所得」「均等」「平等」のみの要素なることで、全道における計算式が保たれる、さらに応能と応益の率を一定とすることで、全道どこへ行っても率が保たれる、同じような負担感で納めていただくことができるといった、そのような仕組みづくりをしているということなんです。これを「納付金配分の平準化」と呼んでいまして、令和 5 年度までに行っていこうとしています。 α と β を設定することで、できるだけ平等に納付金を納めていただきますといったことなんです。前回、このような内容についてお話しさせていただきました。

また、この所得、均等、平等という税率設定をするにあたり、各市町村の基準も設定されていて、これが「標準税率」ということで、道が「所得割」いくら、「均等割」いくら、「平等割」いくらと示してきまして、これを目指して名寄市でも税率設定していかなければならないのですが、今の段階ではだいぶ違う状況であるということも話しをさせて

いただきました。

(2) 税率改正にむけた「方向性」の検討について

それでは、次に、名寄市にとってどのようにしたらよいのかということになりますが、まずは、4方式から3方式へ変えなければならないと、すなわち資産割をなくすということで、「所得」「均等」「平等」の3つにしなければならないということが一つ。それから、 β が1.05で調整が必要とお話ししましたが、できれば国基準の「47:53」という応能：応益の割合を持っていかなければならないということで($\beta=0.89$)、つまりはこの応益分を増やさなければならぬということになるわけです。

で、均等割・平等割(あわせて応益割)は皆さんに広くかかってくるものですから、かなり影響も広く出てくるということと、さらにここには、国から低所得者の方たちへの軽減措置(7、5、2割の軽減)がありまして、ここに寄せますと、皆さまからいただく税だけではなく、国からの分も増えるということになり、皆さまからいただく分が国から入るというようなことになるわけです。よって、応益割に寄せた分は、全てではないのですが、国からの分がありますので影響が緩和されるということも、前回お話しさせていただきました。とはいえ、資産割が無く、多人数世帯で、さらに中高所得者の方たちは、(資産割として)減る所がありませんので、もろに影響を受けると、税額上昇で均等平等割がどんと上がってくる状況になる、ということもあわせてお話ししています。

というお話をさせていただきながら、いろいろな表をお示しさせていただいたのですが、令和2～5年までの中期的な視点を持ちながら、令和2年度の税率設定を考えてまいりました。最終的には、納付金の基礎となる「標準税率」を目指しながらも、さらに3方式化として資産割を無くして、影響なく進めるために、私の方で色々な試算をお示したところですが、そこで、3つの方式とプラス1つということでご提案させていただいています。一つは「①標準税率」を一気に目指すというもの、もう一つは「②資産割廃止(3方式化)」、さらに「③部分的3方式化」ということで、医療・後期支援・介護という3つがありますが、小さい2つ(後期支援・介護)を無くして一部を3方式化しましょうというもの、と「④改正しない」としてもう少し様子をみましょうというもの、の4つを提案させていただいて、「諮問」として示させていただいたところです。

結論としては見えない部分でして、説明で終わってしまった感がありましたが、現実的なのは「③部分的3方式化」か「④改正しない」というあたりが実際の所かなというニュアンスが、皆さんに感じていただいたところかなと思っています。

【2】H31年度決算見込みと基金状況について

(4) 前期高齢者交付金の精算と基金残額

で、これが前回のお話をかいつまんでお話しさせていただいたところですが、これは先ほどもありましたように、前期高齢者交付金の話が出てくる前のことでしたので、この点についてお話しさせていただきたいと思いますので、次のページの(4)をご覧ください。

ちょっと(資料が)飛んでしまって申し訳ないのですが、まずは前期高齢者交付金の精算は、全部で1億788万1千円が精算として出てきたと、で、実際の精算額はいくらかと申しますと、これは平成28年と29年の精算分となりますが、4,738万2千円であろうとずっと思っていたのですが、その数日前に示されたものとしては、道の方で当財源を先食いして保険税に充当しているという説明がありまして、つまり前期高齢者交付金の「精算分の精算」として、6,049万9千円が必要だということでした。で、結論として、1億788万1千円を4年間で返しますと、1年間でいうと「2,700万円」財源として必要となるとい

うこと、この分を返さなくてはならないということです。

で、問題は、「当財源の先食い」という話になりますが…、その話しの前に、前期高齢者交付金とは何？という話をさせていただきます。前期高齢者とは、皆さんご存じの通り、65～74歳までの方をいいまして、そこでの精算金のお話しということですが、ここの制度は少し特殊でして、本来は保険者ごとに精算すべきものなのですが、ここの年齢層の方については、全保険者で財源を調整しましょうという立つけになっており、国保や被用者保険、協会けんぽなど全てを含めて財源調整をしましょうと、昔の老健制度に近い感じがしないでもないのですが、そのようになっています。で、国保は当然65～74歳の方が多いので、交付を受ける傾向にあるのですが…、今回の「精算」につきましては、多くもらい過ぎた場合は返さなければならず、少なくとももらった場合は追加交付となるのですが、名寄市の場合は、多くもらい過ぎていたので「返します」ということになったものです。

で、この精算が2年越しに行われるので話がややこしいのですが、平成28年は30年に、平成29年は31年に返すという精算方法となります。そこで、新制度が始まったのは、平成30年度からということで、この28と29年の精算分は新制度開始前のものでして、全道の器で行うものとしては対象外となり、市町村で個別精算することが基本となっているところ です。

平成30年度の制度開始前のことですが、道と市町村で話し合いがあり、当初に前期精算分を入れると、新たな制度の中で、実際の納付金の計算がいくらなのかと見えなくなるといって、この前期精算分を2年間据え置いて、平成32年（令和2年）度から始めて、4から5年間かけて精算しましょうということに決まりました。

ここで、先ほどの話に戻りますが、30と31年で据え置いて32年から返すとされていた額が「4,700万円ほど」と思っていたところ、それが「先食い」の話が出てきたため、基金の半分程度の持ち出しでよいと思っていたのが、全額を投入しなければならない状況になっているということです。で、この「先食い」の話となりますが、道の明快な説明がなく、私の推測を交えてではありますが…（また来週に道の会議がありますので、改めてきちんと聞いてきたいとは思っていますが…）。

この前期精算分については、道としては、国とのやり取りの中で、返すことももらうことも考えるため、いくらか財源を蓄えておかななくてはならないといったスタンスがあったようでして、いくらか基金に財源を蓄えておいて、もし返すとなった場合のものを確保していたのではないかと考えています。ま、それはいいとして、問題なのは、蓄えたお金を、30と31年の税計算の中で何らかの不足が生じたらしく、その前期精算のための財源から（240億らしいのですが）、納付金計算の中に「投入して計算してしまっていた」と説明をしていることです。つまり、財源は前期精算のものなのですが、実際には納付金算定の中で下げるために使っていたということです。これはおそらく、道ではまだ基金を蓄えている最中であり、税率の計算で下げるものはないので、手元にあった前期精算のためのものを使ったと思わざるを得ないところでして、それでこの投入をやむを得ずやったのではないかと、このように思っているところです。道からの、明確な説明というのはないところではありますが…。それで、前期の精算は、これから令和2年度からとなりますが、別段、その財源から投入した部分、保険料計算に投入した部分を「返してほしい」ということで、「前期精算分の精算（先食いした精算）」と、（私にとって）わけのわからないことになっていまして、名寄市としては6,000万円増えている状況になっています。なお、他の市町村では、6,000万円もらえるはずだったのに3,000万円しかもらえなかったという所もありますが、一番影響を受けるのは、返す額が倍になる所です。うちのような市町村が最も避難しているところではありますが、今のところ明確な回答はない状況です。

ここで問題なのは、前回示した納付金算定の根拠数値である各市町村の「標準税率」を使い、そこを目指して設定していきましようとしていたものが、先食いした財源の補てん分が投入されていることとなりますので、この標準税率自体が低く算出されていたということが分かるわけです。そこを目指していきますと、来年以降、上がっていくかもしれないということになり、今までの30と31年の納付金額も本当にあっているのか？と、これもあやしくなってきました。ということで、来年の令和2年度の税率設定について、今の段階では、「標準税率」を使用してどうのこうのということができなくなり、ここで仕切り直しをしなければならないということになりました。

で、レジユメの「②国保基金の状況」を見ていただきたいのですが、基金を含めた「保険税抑制財源」としていくらあるのかということですが、基金の残高としては30年度末の状況で7,238万7千円あるということと、昨年度からの剰余金として4,106万6千円あるということで、あわせて保険税抑制財源として1億1,345万3千円がある状況です。ということで、先の1億800万円の前期精算にはほぼ消えてしまうということになりました。

この基金と前期精算の関係を示させていただいたのが③なのですが、今後の推移も含めて示させていただいています。上から順に令和元年から5年まで、横に基金の当初残高と、決算でもしかしたら補てんしなければならない見込額と、それから前期精算の額2,700万円と、最後に基金として年度末残高として残る分という表になっています。で、決算補てんについては、のちほど説明しますが、今年度についてはほぼほぼないものと考えていまして「▲0千円」となり、また、前期精算は来年度からですので今年はない、ということで、今年度末の基金1億1,300万円は来年度に持ち越すことができると。で、令和2年には、決算補てんがいくらか生じるものと思われそうですが、現時点ではいくらになるか分からないところです。今まで納付金が下がって計算されていますので、1000万か2000万か3000万か分かりませんが、いくらかの欠損が出るものと見込んでいまして四角の枠に「▲？」とさせていただいています。この話を抜いて、前期精算の話だけで見ますと、令和2年では8,600万、3年で5,900万、4年で3,200万、最終的に令和5年度では500万となり、何も補てんをしなければ基金が500万円に下がってしまうこととなります。この額では、令和2年にあるかもしれない欠損部分を賄うことは難しいということになりますので、この度、このような議題を上げさせていただきました。

<「見 解」について>

そこで、この下にこれらの「見解」として、●と○でまとめさせていただいたのですが、まずは何度もお話ししていますが、基金は前期精算に使用するので残額は無くなりますが、ただし「当面はある」ということ。もう一つは、決算補てんの対応はできなくなるのですが、その分の税率改正は必要だろうと。ただし、現段階では「いくら必要か」ということが分からない状態だということ。加えて、少し視点は違うのですが、○で示しましたが、最終的に基金が500万円になるので、国保財政の安定運営のためにはもう少しほしいということで、ここを少し増やすような改正も必要ではないかとしています。実際は、決算補てんがどのくらいになるかということで、ここができるかできないかが分かるのかなと思っています。

<「まとめ」について>

このような見解に基づきまして、「まとめ」をさせていただきますと、まずは●として、令和2年度の決算補てん分、赤字になるだろうと思われる部分を、翌年の令和3年度で税率改正とする。つまり、来年の今頃の時期に、翌年令和3年度の税率改正をする協議をし

ましようということで示させていただいています。スケジュールの点も含めまして、下に3つ示していますが、来年度の納付金算定については、現在北海道で行っているところで、今月11月末に、仮算定として少し大きめになるかと思いますが、提示される予定です。ここで示された数値から、2,700万円を引くと、従来比較の納付金部分が分かるかと思いますが、大体でプラスになるのかマイナスになるのかの方向性が分かると思います。また、2月位になりますと精査されてきちんと分かるのですが、今の段階では概算で分かる程度となります。さらに詳細については、来年7月の当初賦課の段階で、皆さんの税率が決まった段階で、税収の概要が見えてきます。この時点の税収から若干減る傾向にあるのですが、決算見込みを出すことができ、いくら補てんするべきかということがある程度数字として出てきます。これにより、来年度（令和3年度）の税率改正をするべきしないべき、あるいはいくらでするべきといった議論ができる。さらに、これから説明いたしますが、先ほど言いました今年度の決算補てんは「0」であると思っていることも判明しますので、もし私の見解に見誤りがあったとすれば、税率改正に入れる、となれば2年分の改正となってしまいますが…、これらも踏まえて来年度に税率改正の検討をましようということで、このあたりで一定の結論をみるべきではないかと思っています。

それと、○ですが、基金確保分のお話もできればと思うのですが、これが令和2年度でやるべきか、3年4年かということは調整しながらとは思いますが、基金の残高も気に留めながらやっていくべきであろうと思っています。

(1) H31年度保険税収の見込み

最後に、今年度の決算補てんがないというお話となりますが、(2)をご覧ください。

まずは、「H31決算見込み」なのですが、大きく2つありまして、「①現年課税分」と今まで滞納されて積み重なった分として「②滞納繰越分」があり、これらを足すことで大体の税収が出ると。まずは、現年課税分については、7月の当初賦課から決算まで、例年大体3%くらい落ちることになっていまして、平成31年の当初賦課が5億6,639万9千円と確定していますので、ここから3%を除いて、①5億5,000万円くらいの決算になろうかと算出しています。滞納繰越分については、このような計算ができず、年度間比較で行い、3年間でいうと毎年大体20%程度落ちてきていますので、昨年が約1,600万円くらいでしたので、20%と少し多めに引いてはいますが、②約12,673万円となりますので、この①と②を足しまして、約5億6,200万円が今年の税収見込みとなろうかと思っています。

(2) H31年度納付金における税財源必要額の推計

(3) H31年度の収支見込

で、この税収見込みが、納付金財源と比べてどうかということになりますが、平成31年度の納付金はすでに7億5,003万6千円と決まっていまして、ここから引くべきものを引いた残りが「税財源分」となるわけですが、ここから、均等割平等割に関しては国から低所得者に対する軽減財源があたりますが、それが大体1億5,000万円くらい、さらに交付税にも軽減などが入っていまして3,500万円くらい、さらに一般会計から出産費に対する補てんなのですが400万円くらいと、これらを全て引きますと、税財源分として5億6,083万6千円、すなわち約5億6,100万円となります。で、比較しますと、5億6,200万と5億6,100万となり、私の見誤りでそれぞれ500万円くらいの誤差が出たとしても約1,000万円内くらいで収まるのではないかと思っています。結果としては、大きな欠損とはならないだろうと思っていまして、ざっくりばらんなこととなりますが、決算補てんは「0」と示させていただいたところです。ただ、保健事業や医療費適正化事業等は別な話でやって

いますので、これらへの交付金がきちんとあつたということが前提となりますが、昨年度をみますと、全てあつている状況であり、今年度も同じように交付金があたる見込みだと考えていますので、この欠損がなければ、税の面での欠損を考えればよいとなりますので、令和元年度の欠損部分はないものと見込んだ次第です。

で、前回の協議会で、H30年度の実質収支が2,000万円くらいの黒字になったと話しましたが、前期精算で6,000万円が増えたということですので、(4年間返還ということで)4で割りますと1,500万円くらいになりますので、その分を低く納めているということとあってくるのかな、とも思っています。…あくまで予想でしかないのですが、来年度以降、この程度、1,500万円くらいの欠損が出てきてもおかしくないのかな、と思いついて、これを令和3年度の税率改正で取り戻す、若干、自転車操業的なお話しになってしまうのですが、これが毎年出てくれば改正していく、出てこなければ据置きするか、標準税率に向けて内容を少し変えていく、というように考えていかなければならないのではないかと。ということで、1年様子をみていただいた方がよいのではないかとということで、このような資料を作らせていただきました。私からは、以上でございます。

○栗原会長

ありがとうございました。で、前回の改定案において、4つの案により諮問をいただいたところですが、意見交換の中では、後期支援と介護分の資産割を削減した「道譲歩型」と、もう少し様子をみようという「独自路線型」とありまして、この③か④案がいいのではないかという意見があったと思います。今回、前期精算額が1億800万円になるということで、基金から返済し、令和元年から5年まで返済していくと、基金がほぼなくなり、500万円くらいは残るということであります。で、途中、決算の補てんができなくなるということですので、これから税制改正が必要になってくるのだろうなど。ただし、現段階では、その税制改正分としていくら必要なかという目途がつかないということでもあります。その結果を得てから、今後、決算補てん分の税率改正や、基金運用に関する部分の改正が必要となってくるということで、今回については据置きした方がよいのではないかと、といった市の意見でございました。

皆さんから何かご意見等ございませんか？

○質 疑

委 員

資料の○にありますように、最終的には基金の確保分も含めた改正が必要とのことですが、最低限どのくらいが必要かという目安はあるのでしょうか。

事務局

毎年(予算で)想定されるのは、赤字を見込まなくとも、予算上、1～2千万円程度は基金から下ろしたいという意向があります。どうしても予算設定上では低く見込まなければならぬところがあり、500万の基金ですと1千万下ろせず、2千万くらいですと1千万、3千万あると2千万位はおろすことができるかなど。毎年の状況によって金額は変わりますが、やはり2～3千万円の基金がないと、税財源としての活用がならないのではないかと考えています。ただ、税率改正した年においては、基金から下ろさないということもありますが、(歳出では)保健事業などで財源が見込めないなどといったこともあり得ますので、予算設定上、歳出の面では少し膨らませる必要があり、予算ですので支出できないこともありますので、それが(その補てんが)500万円でもいいのかといわれるとすこし難しいところです。保健事業は2千万ほどですが、3千万円くらいになることを考えると、1

千万円くらいはほしいということになり、500万円では足りないのではないか、と思っ
ています。このくらいをメモリとして持っていたらと…。

委員

単年度の中で、たとえば医療費が莫大にかかってしまったという時は、どうしても赤字
になろうかと思いますが、この財源はどこから出てくるものですか。

事務局

平成30年度から道の器になったことによりまして、医療費については道が支払うとい
うことになっていて、道から市に医療費分をいただいています、それをお支払いす
るということです、医療費が欠損するということは今後ないものと考えています。一
方で、道で納付金を集めることになりましたので、その納付金が払えるか払えないかとい
うのが今後の問題となっています。今までは医療費が払えるかどうかだったのですが、こ
れからは納付金が払えるかどうかということになり、医療費が払えないということはない
ということです。

委員

納付金は、次の年に払われるものということですか。今年赤字になるといいますか、医療
費としては全体として変わってくるものと思いますが、それに基づいて計算された納付金
は、次の年に上がるものと考えてよろしいですか。

事務局

計算する際には、前の年度で、今年であれば来年度（令和2年度）のものを考えますが、
道の方では令和2年度の医療費を推計いたしまして、全道の推計をしまして、そこから国
からや他から入ってくるものを想定して除きまして、この不足分について、全道から集め
ましょうとします、前年度で推計するものですから、その年に足りないということに
はならない、ということです。

委員

いずれはスライドするものでしょうか。ずっと無視して進むわけではないと。その医療
費といえますか、標準税率といえますか、どこかの段階で精算があるということでは
しょうか。

事務局

精算された状態で納付金が提示される…、という意味では伝わらないでしょうか。もち
ろん、医療費が上がれば、納付金も上がります。例えば、100の医療費に対して、納付金が
10として、医療費が上がれば、納付金も15とかに増える、という感じで。

委員

それは、いつ上がることになりますか？

事務局

その年（年度）です。例えば、これから示される納付金というのは、来年度の医療費を
推計しまして、皆さんからいただく納付金を計算するというものですが…、市町村からも
北海道に対して声を上げているところですが…、最終的にどうであったのかということに
つき、本来は精算が行われてしかるべきではないかと訴えています、道では「しない」
となっています。おそらくですが、この分は基金等に積んでいって、また納付金算定の際
に上がることになれば下げるものとするのではないかと、そのようなことで道では個別精
算をしないと、国でもそうしているようですが、どうも釈然としないところがあります。
ということで、あくまで翌年度の予想をして、そのための納付金をいただきますというや
り方になっているわけです。まあ、足りなくなったというよりは、足りなくならないよう
にやっているということでしょうか。

委員

来年度の分として予想した金額を、今年払うということでしょうか。…予想した金額を納付金として、前の年に払うと？

事務局

前の年に予想した金額を、その年に払うということです。医療費は、その年の分ということで。令和2年度の場合、令和2年度の医療費を今推計するわけです。今の時点で、令和2年度の納付金を固めてしまう。で、この納付金については、令和2年度に払うと。毎年度、前の年に推計を行っているので、推計なのだから精算や実績はないのか？と思うのですが、やらないというのです。決めたものを納めていただくと。そこの調整については、道の方で年度間調整として行くと。精算された場合、かえってぐちゃぐちゃになりそうな感じもしますが…。

会長

(追加資料の「道の特別会計」欄をみながら) 医療費の総額に対して、(歳入部分に) 国や道、他医療保険の支援金、保険料とありますが、この割合は変わることはあるのでしょうか？ 特に納付金の31%という割合は変わることはあるのでしょうか？

事務局

大きくは変わらないはずですが。国や道の公費負担というのはほぼ決められていますし、他の医療保険の支援金についても、先ほどの前期精算のように精算が入りますので数%で変わったりするかもしれませんが、基本的に3分割されるこの形は変わらないと思いますが、細かい所では少しずつ変わる場合もあります。

会長

医療費の総計が増えていけば、納付金の額も増えていくということですね。

事務局

もちろん、%は変わりませんが、額自体は変わります。このことで、毎年の納付金額がずれていくこともありまして、ただ、人は減っていく(税収も減っていく)傾向ですので、納付金自体は少しずつ下がっていく可能性は高いのですが…、ここがなんとも分からないところです。

委員

単年度で、インフルエンザが増えたとかで、急に医療費を多く払わなければならないということはないのですね。

事務局

この点が我々としてはありがたいところで、従来はそうなった場合には基金などから補てんして急きょ払わなければならないのですが、それは北海道がやってくれることになり、我々は別途、決まっている納付金を払うことさえできればよいということになりましたので…。

委員

以前であれば、急に何がかかると分らないので、基金に2千万や3千万を貯めておかなければならないということがありましたが、そういうことは気にしなくてよくなったということですね。

事務局

そうですね、基金の使い方としては、その点が変わったところで、急きょ(医療費補てんとして)基金から投入しなければならないということはないと。

委員

であれば、あとは、先ほどあった過去の精算分だけが問題ということですね。

事務局

そういうことです。これまで国保関係のお話しをお聞きされた方にとって、基金というのは、（お支払いする）医療費が足りなくなるから貯めておくというのが今までの立ち位置だったのですが、これからは医療費は道が支払ってくれますので関係なくなりますが、年度ごとの納付金を考えるにあたり足りなくなるものへ投入するということになりましたので、年度末などで急ぎ投入するということではなくて、今頃の時期にきちんとあればよいという考え方に変わっているということです。まあ、あわてて使う財源ではなくなり、使い勝手がよくなったといえましょうか…、それと、国は今のところではまだ持っているという話ですが、そのようであれば使える状況かと。

委員

ちなみに、今後、納付金が払えない、となった場合はどうなるのか。

事務局

まずは、一般会計からいただくことになりまして、これを「一般会計繰入金」と言いますが、名寄市はこの面でやったことがないのですが、他の市町村ではありまして、一般会計ですから、国保以外の皆さんからもいただいて穴埋めする、ということになります。で、これは止めましょうということで、全国的に解消させる方向で進んでいます。ま、名寄市の場合は、国保の中で運用した基金からいただいているので、これは税でやっているのだからいいですよ、ということで許されているところです。

もう一つは、意図せず、急激に人が上がった下がったとかで税収が落ちるとか、逆に納付金が上がったなど、1年とか2年での調整では無理となった場合には、道から借りるということもできます。道が若干持っている基金からです。まあ、借りることはできるのですが、返さなければならぬので…、さらには、全道シェアの関係で、名寄市が借りた部分を全道的に穴埋めしましょうなどということも考えられるわけで、あまりやりたくないものです。まあ、いただける場合もあるのですが、基本は借りることになりましょうか。まあ、このくらいでしょうか…。あとは、当然、税を上げると、ということでしょうか。

○栗原会長

では、他に無いようですので…、協議会としてはこの4つの案からどれか一つを決めなくてはならないということですが、今事務局の方からご説明がありましたように、今後の決算補てんの部分ですとか、基金の出入りの部分など、いろんなところで分からないことがたくさんありますので、今回は据え置いて様子を見ましょうと、その方が無難なのではないかなと、そう思っているところです。ただし、3方式については、今後も検討しながら段階的に引き下げていくのか、廃止する検討も視野に入れながら、答申をしていきたいと思っておりますけれども、皆さまからご意見ありますでしょうか。

委員

基金の確保分をこれから増やしていかななくてはならないということですが、今の税率のままですと、増えるものですか。基金の今後の動きというものをお聞きしたい。

事務局

ここが分からないところでして、先ほどのお話しにあった決算補てん分について、私からはマイナスの前提でお話しをしていますが、もしかすると、「0」かプラスにならないともいえないのです。今、そこが分からないという意味でして、私の予想では6千万を4割（4年間割）すると1,500万くらいとざっくりばらんで言いましたが、すると（昨年度剰余金で）2千万のプラスでしたので、そのままいけば、500万くらいのプラスとなる可能

性はあります。ただし、人が減ってしまして税収も落ち込み傾向ですから、納付金と比べてひっくり返ってしまうこともありまして、そういうことを含めてマイナスになる可能性があるということです。まあ、今、手元にある資料では、見込めない状況にありますけど…、ただ、改定したにも関わらず、実はプラスでした、実は改定しなくてよかったのでは？ということになるのが非常に怖いですね。本音としては、少しでも早く改定したい、少しでも基金を貯めたいという思いはありますが、今の段階では、前期精算も含めて北海道の話がよく分からないところでもありますので、私の方から「いくら」上げますという提案ができない状況になってしまいました。前回では、「標準税率」を目指して少しずつ変えていきましょう、令和5年までの中で令和2年度はこのように変えていきましょう、と言えたのですが…、こうなるとは、来年の決算状況も見て、たぶん今後はこうなるぞということで、遅ればせながら、1年後にこのようにしましょうかと、いうようにするしかないのではないかと。

委員

それでいて、基金は500万しかなくなると。今のところはあるとはいえ。で、決算マイナスが続けば、納付金が払えなくなってしまうということになると。まあ、1年間はそのままで見ていても行けるのでしょうかけど、実際やってみてマイナスだったとなっても、そのままにしておくわけにはいかないですね。ということは、そこは、絶対条件として、その点は付けておかないとまずいのではないですか。

事務局

そうですね、基金の状況のことは、（答申に）折込まなければならないのかなと思ってます。改正をにらんで、とまでは言えないかと思いますが、きちんと基金の状況をにらみながら運営をしていくということをやった方がいい必要があるかと思えます。

委員

数字が読めない時点で全て決めてしまうということは、非常にリスクですね。

事務局

そうですね。ただ、私の気持ちとしては…、今の段階で、少しでも上げておくと、後々に均すことができるというのはあるのですが、もしかすると、来年、大きく改正することができなければ、2年越しということもあるかもしれません、そこは結果を見てみないと分からないところです。

会長

もう少し、期限を作る余裕がありますね？

事務局

…まあ、私に来てから、毎年毎年、改正するとのお話しをしてきたのですが…、実際はプラス決算だったということもありますが。制度も変わってきていますし、市町村だけでの収支でもなくなり、私の方からもそのように言えない、明確にお話しできないところなのですが…

会長

今の段階で、基金に関しては何とかしなければということですが、あと1年か2年くらいは様子を見ることのできる状況かなと。また、毎年毎年、税率を上げていくことについても懸念される場所ですし…、今回はもう1年様子を見て、来年度における運営協議会で次年度の分を検討するというようにして、据え置きとするというのでいかかでしょうか。それから、3方式化についても、これから検討していくということで答申をしていくということではいかかでしょうか。

委員

資産割を廃止するという方向で進めていくとすれば、絶対的に改定することは出てくるわけで、であれば、その方向性だけは、この会議の中できちんと出してから、答申をすべきで、そして来年度まで様子を見るというのが、ベストではないのでしょうかけれども、ベターくらいになるのではないかと思います。

委員

この比率（所得係数、応能：応益率）というのは、いつまで求められるのですか？

事務局

最終は 47:53 という国基準で、 $\beta = 0.89$ という話になりますが…、これは令和5年度までに向けて進んでいきますが、実際は令和2年度に、運営方針という、道が掲げている市町村との約束事みたいなもの、この方針の改定があるのですが、そこに盛り込んでくるかもしれないですし、ただ口頭で終わるかもしれないし、というのはまだよく分かっていないのですが…、なお、前回の会議でもお示ししましたが、令和5年度までに少しでもここに寄れるようにということで、試算したという経緯はあります。ただ、全道的に見て、所得割や資産割に依存している町村が多いので、本当にできるのかということでもあるので、今のところ令和5年を目標にしているところです。 $\alpha = 0$ と $\beta = 0.89$ という設定をすることで、ひとまず同じ土台に立って計算がかかりますよ、という目標を目指しているものです。

会長

基金について、今後、名寄市独自で補てんするものとして、活用できるのでしょうか。

事務局

いまのところ、不明ではあるのですが…、現在では一般会計からの繰入れについてはダメですよと、そこを財源にするのはダメですよと、いうことは明確に言っているのですが、保険税を蓄えた基金については、市町村でうまくやってくれと、活用しながら標準税率にもって行ってってくれと、そのような言い方をしていまして、多分ですが、令和5年度くらいまでは大丈夫なのではないかと。で、令和5年度って何かといいますと、激変緩和といまして、市町村で上がりすぎた保険料を下げるように、ある一定の2%くらいまでに抑えるようにやっている経過期間です。よって、この期間に考えを変えるということはないのではないかと。ただし、これ以降は分からないのですが。ですので、令和5年度くらいまでには方向性を見出しておかなければ、いきなり基金はダメですよとなった場合は困ってしまうというところです。

○栗原会長

まあ、そのようなことを考えますと、据置きとするのがよい感じがしますが…。

それでは、据置きということで、皆さんよろしいでしょうか。

諮問に対しましては、この度の審議の結果ということで「④税率改正を実施しない」として答申していきたいと思えます。

また、「付帯意見」として、今後、名寄市の国保税率を設定する上で、3方式を目指すということで、「資産割」の段階的引き下げや、廃止も図っていくということも文言に入れながら、答申をしていきたいと思えます。

さらに、基金の取り扱いについても、この協議会の中で検討していきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、答申の取扱いにつきましては、私に一任していただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

続きまして、次第の6「その他」につきまして、事務局から何かありますか。

○事務局（市民部長）

本日の運営委員会は以上で議案はすべて終了となりますが、答申の日程につきましては、今後調整を行いまして、後日決定となります。

また、今後の運営協議会の日程についてですが、現在、国で、国保税の賦課限度額の引き上げが検討されており、これが確定となった場合ということになりますが、ここ数年は毎年限度額の引き上げが行われており、例年通りのスケジュールであれば、2月頃に再びご協議をいただきますので、改めて事務局から日程等の連絡をさせていただきます。

たいへんお忙しい中とは存じますが、ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○栗原会長

全体を通して何か質疑はありますか。

特にないようですので、本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。

閉会（19：37）